

一般社団法人日本専門看護師協議会 2019年度 評議員総会

日 時： 2019年6月1日(土) 8:00～

場 所： ウィンクあいち 9階 904控室

議事次第

1. 開会
2. 総会成立報告
3. 代表挨拶
4. 議長選出

【報告事項】

- I. 会員の動向
- II. 2018年度活動報告(理事会、委員会、各分野)
- III. 評議員・監事選挙、理事選挙報告(選挙管理委員会)

【審議事項】

- IV. 次期理事の選任
- V. 2018年度決算報告・監査報告
- VI. 定款改定(案)
- VII. 委員会編成(改廃案)
- VIII. 2019年度予算(案)
5. 閉会

【報告事項】

I. 会員の動向 (2019年4月30日現在)

会員総数	1,536名
正会員	1,447名
賛助会員	89名

2018年度

新規入会者数	162名
内 正会員	136名
内 賛助会員	21名
内 会員資格復帰	5名
退会者数	120名

II. 2018年度活動報告 (理事会、委員会、各分野)

A. 理事会活動報告

1. 役員

代表: 長田 暁子

副代表: 長谷川 久巳

会計: 浅野 浩子、井上 敦子

監事: 桑田 美代子、渡邊 眞理

臨床能力向上委員会: 伊波 早苗

専門看護師活用促進委員会: 東 めぐみ

研究成果提言委員会: 鹿内 あずさ

編集委員会: 藤田 冬子

将来構想委員会: 宇都宮 明美

事務局: 高橋 知子、寺岡 征太郎

2. 理事会報告

※2018年4月15日開催分の内容は、昨年度に報告済み

第1回日本専門看護師協議会理事会

日時:2018年8月4日 土曜日 13:00~16:00

場所:キャンパスイノベーションセンター東京 501

- 1) 選挙管理に関する細則・内規、選挙管理委員会細則などを審議した。
- 2) 日本 CNS 看護学会誌の電子ジャーナル化について、J-STAGE 掲載準備の進捗を確認した。
- 3) 理事会内メール審議のあり方について協議した。
- 4) 会員サービスの拡充について審議した。
- 5) 第5回 CNS 看護学会収支結果を確認した。
- 6) 第6回 CNS 看護学会大会長より、基調講演、スケジュール、内容等の報告を受けた。

第2回日本専門看護師協議会理事会

日時:2018年12月22日 土曜日 13:00~17:00

場所:キャンパスイノベーションセンター東京 509

- 1) 委員会のあり方、委員会規程について審議した。
- 2) 看護系学会等社会保険連合への加入について審議した。
- 3) 臨床能力向上委員会が提案したキャリアアップセミナーの企画案を承認した。
- 4) 第6回 CNS 看護学会大会長より、企画・準備の進捗について報告を受けた。
- 5) 第7回 CNS 看護学会は母性看護分野が担当し、テーマを「高度看護実践の継承」とすることを承認した。
- 6) 第8回 CNS 看護学会は地域・在宅看護分野が担当することを承認した。

第3回日本専門看護師協議会理事会

日時:2019年3月21日 木曜日 13:00~17:20

場所:キャンパスイノベーションセンター東京 509

- 1) 臨床能力向上委員会で検討している CNS ラダー改定案の報告を受けた。
- 2) オンライン査読システムの導入に向けて、編集業務委託業者の変更について審議した。
- 3) 2019年度の事業計画および委員会の再編について審議した。
- 4) 会計より、2018年度決算報告の報告を受け、2019年度予算案について検討した。

メール会議

会員登録、投稿規程改定、定款改定案、委員会再編成などについて、電磁的方法による会議を実施した。

B. 事務局活動報告

1. 事務局 : 高橋知子(感染症看護)、寺岡征太郎(精神看護)
2. 活動内容:
 - 1) 事務代行(あゆみコーポレーション)と連携を図りながら、会員登録情報を管理した。
 - 2) 会員名簿を各分野事務局へ定期的に配信した。
 - 3) 事務局への問い合わせに対応し、関係者との連絡調整を行った。
 - 4) 役員会、総会開催に伴う事務業務を行った。
 - 5) 新規認定者、養成機関へ入会案内を郵送し、会員の増加を図った。

C. 委員会活動報告

1. 臨床能力向上委員会

1) 委員長、委員

委員長 : 伊波早苗(慢性)

委員 : 山内洋子(がん)、小池賀津江(がん)、青柳秀昭(がん)、菅原亜有美(精神)、大島泰子(精神)、長内さゆり(在宅)、新家静(地域)、橋本裕(老人)、杉原陽子(老人)、鶴巻香奈子(小

児)、田村恵美(小児)、吉森容子(母性)、金英仙(母性)、高津咲恵子(慢性疾患)、西村はるよ(慢性疾患)、高橋紀美子(急性・重症患者)、山岡綾子(急性・重症患者)、伊藤恭子(感染症)、武田由美(感染症)、藤原真弓(家族支援)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時:2018年11月3日(土) 10:00-14:00

場所:森ノ宮病院

内容:キャリアアップセミナー企画および交流集会企画打ち合わせ

(2) 第2回委員会開催

日時:2018年11月11日(日)13:00~17:00

場所:東邦大学医療センター大森病院

内容:スキルアップセミナー企画および CNS ラダー改訂打ち合わせ

以降は、メールでの意見交換を繰り返した。

3) 活動内容

(1) 第7回 CNS キャリアアップセミナーの開催

開催日:2019年2月17日(日)10時30分~16時00分

開催場所:大阪府看護協会 2階研修室

参加者:57名(会員42名、非会員15名)(CNS41名、pre-CNS4名、院生9名)、領域(がん看護13名、精神看護10名、急性・重症9名、小児看護6名、慢性疾患5名、母性看護4名、在宅看護3名、家族支援1名、感染看護1名、老人看護1名)

講演:役割獲得に向けた組織分析と方略~教育に着眼して~

講師:和歌山県立医科大学 看護キャリア開発センター 武用百子氏

リレートーク:CNSによる教育に関する取り組み

① 岡山大学病院 急性・重症患者看護専門看護師 宮岡里衣氏

② 兵庫医科大学病院 慢性看護専門看護師 鈴木絵夢氏

③ 大阪医科大学病院 がん看護専門看護師 長嶺美奈子氏

グループワーク:2病院の組織情報から、組織分析を行い、教育方略を検討するグループワークを行い、発表した。

(2) 第6回 CNS 看護学会でのスキルアップセミナーの開催

テーマ:複雑困難なケースにおける倫理調整技術の獲得~倫理的課題の明確化と多職種と協働する調整技術を学ぶ~

内容:臨床現場での倫理的困難な状況を臨床能力向上委

員会の委員が状況を整理し、倫理的課題を整理していただく。その後、倫理的課題となる部分やそれをどうチームでアプローチするのか、また、CNS はどう行動していくのか、その整理や解決方法、意思決定支援のためのアプローチ方法、多職種で取り組むための調整等をお話いただく。

① 話題提供者:国民健康保険 富士吉田市立病院 がん看護専門看護師 小池賀津江氏

② 講師:中京大学大学院教授 稲葉一人先生

(3) 第6回 CNS 学会での交流集会の開催

テーマ:ラダーレベルを通して高度実践看護における自己の課題をみつけよう

内容:CNS のレベルアップを目指し、専門看護師ラダーのレベルを通して、高度実践看護における課題をどのように見出し、取り組み、成長及び発展していくのかについて、CNS に期待される6つの役割にある「実践」を軸とした事例紹介とグループディスカッションによって具体的に理解することを目的とする。前半は、CNSによる「実践」の事例紹介より、専門看護師ラダーⅠ~Ⅲの課題をクリアするための手段、困難な事象に対する打開策や自己の課題に対して取り組んでいることなどについて具体的な活動を提示いただく。また、後半のグループディスカッションでは、CNSの活動を共有することにより、参加者がそれぞれの課題及び目標を明確にし、今後活かすための機会とする。

登壇者:神戸市立西神戸医療センター 正井志穂氏(がん看護)、東京都健康長寿医療センター 細萱順一氏(急性重症患者看護)、横須賀共済病院 河野伸子氏(精神看護)

(4) CNS ラダーの改訂

① ラダーを使用している2施設にて聞き取り調査を実施。その結果をもとに、ラダーの修正を実施。

② ラダーの活用の前書きを作成。図とラダー作成の経緯などを含めて作成。

③ 高度実践看護の第14章をこのラダーと比較し修正後、理事会の意見をもとに再修正。

2. 専門看護師活用促進委員会

1) 委員長、委員

委員長:東めぐみ(慢性疾患看護)

副委員長:石原ゆきゑ(老人看護)、須森未枝子(慢性疾患看護)

委員:浅田祥子(母性看護)、深澤友子(母性看護)、杉江礼子(がん看護)、柏田孝美(がん看護)、津村明美(がん看護)、服部聖子(がん看護)、松本美香(精神看護)、福山敦子(精神看護)、大谷玲子(地域看護)、古谷和紀(老人看護)、石井由美(小児看護)、三浦由紀子(小児看護)、田中亜由美(慢性疾患

看護)、川村美樹(急性・重症患者看護)、上澤弘美(急性・重症患者看護)、寺坂陽子(感染症看護)、中村麻子(感染症看護)、石渡未来(家族支援)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時:2018年9月9日(日)10:00~12:00

場所:昭和大学病院 17 階会議室

内容:

- ① 2019年度の役割分担と活動計画の確認を行った。
- ② 第6回日本CNS看護学会パネルディスカッション企画の検討を行った。
- ③ 求人告知について確認を行った。

(2) 第2回委員会開催

日時:2019年2月15日(土)14:00~16:00

場所:昭和大学病院 17 階会議室

内容:①専門看護師の活用・活動状況調査計画について、②第6回CNS学会に向けてのパネルディスカッション企画の検討、③関連学会・PR活動、④分野別・全体ポスターについて検討した。

(3) その他、メール審議

適宜、メールでの審議を行った。

3) 活動内容

- (1) PR活動:全体ポスターの・分野別ポスターの更新と第6回日本CNS学会等での配布準備およびポスターのHPへの掲載
- (2) 2019年度「専門看護師の活用促進に関する実態調査」の準備
- (3) 第6回日本CNS看護学会パネルディスカッション企画の計画および準備
- (4) 求人对応(がん看護3件、老人看護2件、慢性疾患看護2件、重症・集中2件、精神看護1件、在宅看護1件、家族支援1件、小児看護1件、母性看護1件)

3. 研究成果提言委員会

1) 委員長、委員

委員長:鹿内あずさ(地域看護)

会 計:山元智穂(老人)

委 員:久山幸恵(がん)、嶋田やよい(がん)、橋本理恵子(がん)、古沢祐子(がん)、則村良(精神)、行田菜穂美(地域)、桑原良子(老人)、山元智穂(老人)、中澤淳子(小児)、山田咲樹子(小児)、足立静(母性)、緒方あかね(母性)、佐藤陽子(母性)、市川美生(慢性)、加藤かほり(慢性)、米田昭子(慢性)、豊崎曜子(慢性)、二藤真理子(急性・重症)、宮崎聡子(急性・重症)、山本小奈実(急性・重症)、新改法子(感染症)、長崎由紀

子(感染症)、児玉久仁子(家族)、野々山敦夫(家族)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時:2018年10月20日(土)13:00~15:00

場所:国家公務員共済組合連合会虎の門病院本館8階第2会議室

内容:活動目標1:「CNSの活動に結びつく研究を整理し提示できる」について、各分野の取り組みについて共有し、意見交換を行った。また、第6回日本CNS看護学会での政策セミナーについて検討した。

(2) その他、メール審議

計画通り、年1回の委員会を行った。

3) 活動内容

- (1) 第6回日本CNS看護学会における政策セミナーの企画:テーマ「あらゆる世代のウェルビーイングを達成するために～ミクロとマクロの視点から～」とし、講師の検討を行った。
- (2) CNSの研究及び文献レビューシステムについて:意見交換を通して、今年度の委員会の役割として、以下の内容を共通認識した。
 - ① CNSが研究に取り組む際に、個人が、又は多分野と共同(連携)して取り組みを行いやすくする。
 - ② ひとつの方法として、「CNSの研究実践より利用した研究文献レビュー」を作るための準備を行う。
 - ③ 研究成果を診療報酬につなげることも目的ではあるが、そのみに捉われるのではなく、CNSの看護実践の評価(エビデンス)が可視化できるように何ができるかを活動目標のひとつとして考える。
 - ④ 具体的なフォーマットは委員長が作成し、各委員が研究成果を6つの役割のどれに当たるかを加えて記載する。
 - ⑤ 「CNSの研究実践より活用した文献レビュー」の運用に向けて、準備をすすめ、12月の役員会で経過を報告し、素案の提示を行った。

4. 編集委員会

1) 委員長、委員

委員長:藤田冬子(老人看護)

副委員長:寺岡征太郎(精神看護)

委員:角甲純(がん看護)、木口綾子(在宅看護)、曾我智子(地域看護)、玉田田夜子(老人看護)、相墨生恵(小児看護)、河俣あゆみ(小児看護)、早瀬麻観子(母性看護)、高橋奈美(慢性疾患看護)、野村美紀(急性・重症患者看護)、長富美恵子(感染症看護)、山内文(家族支援)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時:2018年9月16日(日) 13:00~16:00

場所:エブリ新大阪 ステュディオ新大阪 1022号室

内容:投稿規定の改定、専任査読者登録状況の確認、J-STAGE 申請状況の確認、査読担当編集委員の分担について、第5回日本 CNS 看護学会教育セミナーのまとめ(投稿準備)について、第6回日本 CNS 看護学会教育セミナーの企画について、他

(2) その他、教育セミナーの企画、査読編集作業について、適宜メール審議を行った。

3) 活動内容

(1) 投稿規定や査読ガイドラインを精査点検し、編集作業委託業者(青海社)と連携した。

(2) 日本 CNS 看護学会誌第5巻以降を電子ジャーナルとし、J-STAGE へ掲載するシステムを整備した。

(3) 2018年度の選任査読者への委嘱状を発行した。

(4) 第6回日本 CNS 看護学会教育セミナーを企画運営した。テーマを「高度実践看護師が行う看護研究~EBPの取り組みから新たな知見を創造する~」とし、講師として山花令子氏(東京医療保健大学千葉看護学部 がん看護 CNS)、山田咲樹子氏(東京女子医科大学病院 小児看護 CNS)を招聘した。

5. 将来構想委員会:

1) 委員長、委員

委員長:宇都宮明美(急性・重症患者看護)

委員:入澤裕子(がん看護)、海津未希子(がん看護)、武用百子(精神看護)、竹森志穂(地域看護)、高道香織(老人看護)、関根弘子(小児看護)、濱田恵美子(母性看護)、中尾友美(慢性疾患看護)、高橋由美(慢性疾患看護)、比田井理恵(急性・重症患者看護)、富樫ふみ(感染症看護)、中井美喜子(家族看護)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会(メール審議)開催(適宜)

内容:選挙管理委員会細則・内規、評議員選挙細則・内規、理事選挙細則・内規、監事選挙細則・内規の検討を行った。

(2) 第2回委員会(メール審議)開催(適宜)

内容:委員会細則のひな型の作成

3) 活動内容

(1) 役員選挙に関する細則・内規の作成

(2) 委員会細則の作成

(3) 選挙管理委員会からの選挙に関する問い合わせへの対応

D. 各分野活動報告

1. がん看護

(分野事務局:服部美景、村松真実、伊藤奈央、宮地真澄)

1) がん看護分野ミーティング

日時:2018年6月2日 18:00~19:30

場所:産業プラザ Pio 6階 F会議室

概要:がん看護分野の平成29年度と30年度の役員及び各委員会メンバー、分野事務局メンバーで平成29年度の振り返りと30年度の活動について話し合いを行った。

2) 雑誌「がん看護」誌 リレーエッセイ 若手がん看護 CNS 奮闘中! ~これからの活動の場を考える~

連載雑誌:南江堂 がん看護

連載期間:2019年1・2月号~11・12月号

2018年第32回日本がん看護学会学術集会 交流集会「若手のがん看護CNSの活躍の場をどう考えるか」をきっかけとして雑誌連載が決定した。CNS1年目から9年目までの12名のがん看護CNSが、リレーエッセイ方式で自分たちの活動内容や悩み、今後の課題などについて執筆。現在も連載中。

3) がん看護分野セミナー「がん患者の意思決定支援~法的・倫理的視点を意識して~」

日時:2018年2月11日(月・祝) 13:00~16:30

場所:京都テルサ 研修室

概要:中京大学法科大学院教授の稲葉一人先生による講演と事例検討会を開催。事例検討は2事例、GWののち全体ディスカッションを行った。参加者30名。

4) 第33回日本がん看護学会学術集会 交流集会「がん看護専門看護師が役割を言語化するには」

日時:2019年2月23日(土) 10:00~12:00

場所:福岡国産会議場 第5会場

概要:立場や経験の違うがん看護CNSから「活動の言語化」に関する体験談や課題などについて発表していただいた後、小グループディスカッション及び全体ディスカッションを行った。のべ70名以上の方が参加され、アンケート結果も自由記載も多く好評だった。なお、この企画はCNS協議会専門看護師活用促進委員会とのコラボ企画となった。

5) 西日本豪雨災害におけるCNSへの活動支援の呼びかけ

概要:西日本豪雨災害現場で活動を続ける会員からの支援要請メッセージを、役員会を通して会員全体に周知していただき、災害支援の依頼をお願いした。結果、がん看護分野だけでなく、他領域のCNSが現地で支援を行うことにつながった。後日、CNSの支援に対し感謝の声を頂いた。

2. 精神看護

(分野事務局:石田正人、成井花奈恵、宮田郁、河野伸子)

1) 精神看護分野事例検討会の開催

- (1) 2018年7月28日(土) 東京 九段スカイビル
スーパーバイザー:川名典子先生(杏林大学医学部付属病院、精神看護 CNS)
概要:事例をもとに活発なディスカッションが行われた。参加者が CNS としての自己の課題を振り返り、サポートし合う場にもなった。
- (2) 2019年2月2日(土) 大阪 大阪医科大学附属病院
概要:計2事例(訪問看護、産科)を検討した。精神看護分野以外の CNS も参加し、多角的な視点でディスカッションが行われ、分野間での協働についても考える機会となった。

2) 薬物療法レーニングの開催

- (1) 2018年7月29日(日) 東京 東京工業大学キャンパスイノベーションセンター
講師:大磯宏昭先生(特定医療法人富尾会桜が丘病院)
テーマ:向精神薬トレーニング
概要:事例をもとに、効果的な薬物療法介入における具体的な技法や、医師と協同するにあたって必要となるコミュニケーションの工夫についても検討した。
- (2) 2019年3月16日(土) 東京 九段スカイビル
講師:高江洲義和先生(杏林大学医学部)
テーマ:精神看護 CNS が知っておくべき精神科薬物療法 Up-To-Date
概要:講師による講義の後、2事例についてグループディスカッションを行った。睡眠障害の非薬物療法・薬物療法について、最新の知見を得る機会となり、CNS としての活動につながる実践的なトレーニングの場となった。

3) 精神看護分野懇話会の開催

- (1) 2018年7月29日(日) 東京 東京工業大学キャンパスイノベーションセンター
- (2) 2019年3月16日(土) 東京 九段スカイビル
協議会の動向や各委員会の活動等を共有し、分野としての活動の方向性を検討した。全国の精神看護分野 CNS の交流の場にもなった。

3. 在宅・地域看護

(分野事務局:河野政子)

- 1) 地域看護・在宅看護分野における事例検討会
7月(大阪)、12月(静岡)、2月(東京)で事例検討会を実施した。本年度は、一事例をじっくりと多角的に検討する方法で開催し、プレ CNS と CNS の事例提供により退院支援事例1例、訪問看護事例2例について学んだ。第3回目には、小グループで意見交換した後全体共有・検討を行う形式で進め、初めての参加者も発言しやすい場をつくるこ

とができた。CNS が複雑な事例に対して、様々な関係者の力を借りつつチームとして課題解決に向かう実践を振り返り討議することで、参加者の満足感が高く、実践活動の活力に繋がる機会となっている。本年度着手した「分野版事例検討の進め方の指針」については次年度に完成を目指す予定である。

2) 学会参加及び分野活動

昨年度に引き続き、12月に第8回日本在宅看護学会にて交流集会を企画運営した。本企画は CNS が困難事例に対してどのように考え活動しているのか CNS の思考過程を学ぶことで、参加者のスキルアップを目指し、本年度は神経難病患者の退院支援事例の実践報告とディスカッションを行った。当日は訪問看護師や病棟看護師、教育関係者、大学院生等40名が参加者した。アンケート結果では「様々な職種の方と意見交換ができた」「ファシリテータの進め方がよく、考えやすく学びになった」「自身の課題を確認した」「CNS になりたい」「一緒に協働していきたい」などポジティブな意見が多く、ジェネラリストへの啓発機会になったと考える。

- 3) 日本専門看護師協議会の会員登録数増加の推進
プレ CNS や新規認定者へ CNS 事例検討会・交流集会等を通して、協議会参加を呼びかけた。

4. 老人看護

(分野事務局:佐藤典子、原田かおる)

- 1) 第5回日本 CNS 看護学会
テーマ:「超高齢多死社会を支える高度実践看護—専門看護師の真価を問う」
会期:2018年6月2日(土) 大田区産業プラザ Pio
老人看護 CNS 岡本大会長はじめ、役員会、企画委員会の皆さま、実行委員と共に学術集会を開催し、979名に参加いただいた。
- 2) 老人看護 CNS 研修会の開催
日時:2019年3月23日(土)13:30~16:30
場所:東京八重洲ホール 201 会議室
参加者:老人看護 CNS 60名(会員60名)
趣旨:経験や立場の違う老人看護 CNS が一同に会し、事例を検討することで、改めて GCNS として必要な知識や態度について考え、自らの能力に目を向け、課題を見出すことを目的とした研修を企画・開催した。
内容:事例検討のテーマを GCNS の卓越した実践を考える「超高齢者を多角的にアセスメントする」とし、実践事例1事例を全体で事例検討した。その後、事例検討を踏まえて「GCNS として最低限必要な知識と態度とは」についてグル

- ープ内でディスカッションを行い、全体で情報共有した。
- ・ 経験や立場の違う老人看護師が一同に会し、事例を検討することで、改めて GCNS として必要な知識や態度について考える機会となり、自らの能力に目を向け、課題を見出す機会となった。
 - ・ 分野活動費を、本事例検討会に活用した。

5. 小児看護

(分野事務局:仁宮真紀、手塚園江)

1) 事例検討会

東日本事例検討会を 2 回、西日本事例検討会 2 回、全体会を 1 回開催した。各事例検討会の参加者は 10 名~20 名であった。参加者が固定化されてきている印象があるので、より参加しやすい事例検討会の日程調整およびテーマ選択を考慮していく必要がある。

2) スキルアップ勉強会

ワールド・カフェ・コミュニティ・ジャパン代表の大川恒先生を講師に招き、「ワールド・カフェを学ぼう！」をテーマに講義とディスカッションを実施した。実際にオープン・スペース・テクノロジーを実践した講義であり、参加者の満足度も高いものとなった。

3) CNS教育課程修了生を対象とした事例検討会

5 月の事例検討会の全体会に合わせ、CNS 教育課程修了生を対象とした事例検討会を開催した。CNS 教育課程修了生を対象とした事例検討会は、小児看護分野として初めての開催であったが、24 名の CNS 教育課程修了生および CNS コースに在籍している大学院生の参加があった。CNS と CNS 教育課程修了生および大学院生がグループ毎に分かれ、CNS がサポートしながら複雑困難事例(架空事例)に対して検討を行った。

4) 第 6 回日本 CNS 看護学会の実行委員会の開催

小児看護分野が担当する第 6 回日本 CNS 看護学会の実行委員会をスカイプ導入して定期的に開催した。

6. 母性看護

(分野事務局:爪田久美子)

1) 事例検討会開催

事前にメーリングリストにて開催案内を行い、関東・関西各地区でそれぞれ 2 回開催した。また、1 月に関東・関西合同で全体会を開催した。

2) 周産期メンタルヘルス研修会開催

2019 年 3 月 23 日に、母性看護 CNS と精神看護 CNS を講師に迎え、講義と事例検討から、周産期メンタルヘルスケアのアセスメントと CNS による高度実践看護について学び、実践に役立てることを目的に研修会を開催した。

3) 第 7 回日本 CNS 看護学会開催に向けた活動

第 7 回日本 CNS 看護学会の担当が決定したため、母性看護分野内に実行委員会を組織し活動、学会テーマの決定を始め学会開催に向けた活動を行っている。

4) 母性看護 CNS ポスターの配布

母性看護学会、日本母性衛生学会、日本周産期メンタルヘルス学会など、母性看護関連学会にてポスターを配布した。

7. 慢性疾患看護

(分野事務局:植木博子、上野聡子)

1) 慢性疾患看護 CNS 研究会を年 3 回開催(4 月東京、10 月大阪、1 月大阪)

研究会の午前中は実践コミュニティを活用した小グループに分かれての事例検討会、午後からは CNS 活動報告(組織内外活動)、分野内での検討事項の話し合い、報告事項の連絡を行った。分野配当金は、研究会の会場費に使用した。

2) 2018 年度慢性疾患看護 CNS 研究会企画セミナーを開催

10 月に開催した慢性疾患看護 CNS 研究会の午後、研究会が企画したセミナーを行った。

テーマ:「プロセス・コンサルテーションについて」42 名参加(アンケート回収率 75.6%)

講師:京都大学大学院経営管理研究部 特定助教 高瀬進 先生

3) 第 12 回日本慢性看護学学会(7 月東京)において交流集会の開催

第 12 回日本慢性看護学会学術集会において、研究会の企画メンバーが交流集会を開催した。

テーマ:「進行性の拡張型心筋症患者と家族の病気移行期を支える看護 ステージ C 期~D 期の移行期に焦点をあてて」47 名参加(アンケート回収率 95%)

8. 急性・重症患者看護

(分野事務局:細萱順一)

1) 全体運営

昨年度に続き、6 つの地区にグループ分けし、その地区ごとで事例検討会の運営や意見の集約など、協議会活動の参画を行った。各地区グループ内で地区リーダーを中心に、メーリングリストなどを作成し、活動を行った。今年度は 3 回の分野定例会を開催した。

2) 事例検討会

2 回/年の事例検討会を行った。第 1 回:2018 年 10 月 21 日に東京慈恵会医科大学附属病院にて関東 2 地区担当で開催した。組織分析やシステム構築をテーマとした 2 事

例を討議し、43名の出席者があった。第2回:2019年2月16日に神戸大学医学部附属病院にて関西・四国地区担当で開催した。エンドオブライフケアにおける実践報告や組織変革をもたらすための知識とスキルについて医師を招聘しての講義を行い、18名の出席があった。

3) ワーキンググループ

4つのワーキンググループが活動を継続している。エンドオブライフケアWGでは、ガイドライン作成を目的としており、3回のフォーカスグループインタビューを終了し、今後は学会にて結果報告する予定である。ICUメモリーWGでは、記憶のゆがみの研究を始めて3年目となり、研究成果を報告予定である。データベースプロジェクトWGでは、診療報酬の獲得につなげるために急性・重症患者看護CNSの研究成果の集積とデータベース化に向けたフォームの作成を行っている。災害WGでは、災害発生時に医療施設で勤務していた方々を対象とした調査を行う予定としている。

9. 感染症看護

(分野事務局:三浦美穂、稗田文代)

1) 第1回 臨床感染症看護教育研究会(CITA)

日時:2018年5月19日(土)10:30~16:30 場所 秋葉原UDX 6F room-F

内容:多様な事例について多職種からの発表がなされた。本来CNSの活動を広める場として開催する目的があったが、CNSの参加や事例の提出が少なかった。

2) 第5回 CNS教育課程修了生のための事例の書き方講習会・感染症看護専門看護師連絡会

日時:2018年5月19日(土)9:30~12:30 場所:国立がん研究センター中央病院

参加人数:CNS 11名、CNS教育課程修了生6名、その他2名(合計19名)

内容:各委員会活動報告、連絡事項、CITA開催の報告

3) 第16回事例検討会・第6回 CNS教育課程修了生のための事例の書き方講習会

日時:2019年9月22日(土)10:00~15:30 場所:東北公済病院II号館8階大会議室

参加人数:CNS 11名、CNS教育課程修了生1名(合計12名)

内容:午前中はCNS教育課程修了生の書き方講習会を実施。午後より事例4題(調整事例1例、倫理調整事例2例、実践1例)について検討を行った。

4) 第17回事例検討会(Web中継あり)

日時:2019年11月9日(土)10:00~15:30

メイン会場:愛知医科大学看護学部

Web中継:東北公済病院、慶應義塾大学病院、久留米大学病院

参加人数:CNS24名、CNS教育課程修了生1名(合計25名)

内容:今回はCNS教育課程修了生の書き方講習会の申し込み名がなく、午後より事例2題(調整1例、実践1例)について検討を行った。

10. 家族支援

(分野事務局:森川真理)

1) CNS教育課程生・修了生向け事例検討会

日時:2018年8月18日(土)13:00~17:00

場所:大阪

家族支援CNSの活動報告、事例検討、CNS認定審査における実績報告書の記載方法について、家族支援CNSとCNS教育課程生・修了生で情報交換・ディスカッションを行った。

2) 日本家族看護学会第25回学術集会(2018年9月開催)において、日本家族看護学会教育促進委員会主催『家族支援専門看護師による“よろず相談”』を開催。

より多くの実践の場で家族ケアが充実していくことを目指し、学会期間中(2日間)、会場内に相談ブースを設置し家族支援専門看護師が交代で学会参加者からの相談を受けた。

3) 家族看護領域におけるtransitional careに関する事例研究について

CNS協議会 研究推進政策提言委員会の取り組みである「CNSによる複雑なケア問題を有する患者への在宅療養移行支援(TC)の実態と評価に関する研究」について、日本家族看護学会第25回学術集会(2018年9月開催)において、家族支援分野として事例研究を発表した。

4) よろず相談の相談内容の分析・検討会

日時:2019年3月10日(土)10:00~12:00 場所:文京学院大学 本郷キャンパス

5) 日本家族看護学会 教育促進委員会主催 家族看護実践セミナー

日時:2018年12月23日(日)10:00~16:00

大阪会場プランナー 2名

2018年12月9日(日)10:00~16:00

東京会場プランナー 2名

家族アセスメントに関する基本的な知識を学び、家族看護モデルを用いて事例を読み解き、実践への活用方法について検討した。

Ⅲ. 評議員・監事選挙、理事選挙報告(選挙管理委員会)

1. 選挙管理委員会

中村雅美(委員長)
 竹原歩
 千葉貴子
 二宮由紀恵
 八木彩子

2. 2018年度評議員・監事選挙

1) 告示日

2018年10月1日

2) 投票期間

2018年12月3日～2018年12月17日 17時

3) 開票日

2018年12月23日

4) 当選者一覧

< 監事 >

渡邊 眞理	がん看護
桑田 美代子	老人看護

< 評議員 >

梅田 恵	がん看護
北川 善子	
田村 恵子	
根岸 恵	
長谷川 久巳	
濱本 千春	
前澤 美代子	
村上 真由美	
森川 みはる	
吉田 智美	
岩切 真砂子	精神看護
蒲池 あずさ	
河野 伸子	
寺岡 征太郎	
鹿内 あずさ	地域・在宅看護
平原 優美	
岡本 充子	老人看護
藤田 冬子	
吉岡 佐知子	

長田 暁子	小児看護
田村 恵美	
渡邊 輝子	
浅野 浩子	母性看護
金 英仙	
伊波 早苗	慢性疾患看護
東 めぐみ	
米田 昭子	
伊藤 眞理	急性・重症患者看護
樽松 久美子	
田村 富美子	
福田 友秀	感染症看護
新井 誉子	
長崎 由紀子	
佐藤 律子	家族支援
野々山 敦夫	

3. 2018 年度理事選挙

1) 告示日

2019 年 2 月 1 日

2) 投票期間

2019 年 2 月 15 日～2019 年 3 月 7 日消印有効

3) 開票日

2019 年 3 月 17 日

4) 当選者(理事候補者)一覧

○	長谷川 久巳	がん看護
	濱本 千春	がん看護
○	寺岡 征太郎	精神看護
○	鹿内 あずさ	地域・在宅看護
○	藤田 冬子	老人看護
○	長田 暁子	小児看護
○	浅野 浩子	母性看護
○	伊波 早苗	慢性疾患看護
	樽松 久美子	急性・重症患者看護
	長崎 由紀子	感染症看護
	佐藤 律子	家族支援

(○は継続)

【審議事項】

IV. 次期理事の選任

V. 2018 年度決算報告・監査報告

- 1) 決算報告
- 2) 会計監査報告 税理士
- 3) 会計監査報告 監事

平成30年度 日本専門看護師協議会決算
自平成30年4月1日 至平成31年3月31日

<収入の部>

(単位:円)

科目	予算	決算額	差異	備考
1 会費収入	7,254,400	9,665,000	2,410,600	正会員9,394,000円、賛助会員271,000円 (2018年度年会費納入率:80%)
2 事業収入	630,000	1,140,420	510,420	臨床能力委員会キャリアアップセミナー:372,000円 がん看護:53,000円、精神看護:357,000円、 小児看護:130,420円、母性看護:94,000円
3 大会補助金寄付等	2,000,000	2,000,000	0	系統的継続トレーニング:134,000円 第5回CNS学会
4 前年度繰越金	1,686,785	1,686,785	0	
5 その他		890	890	利息26円、許諾抄録利用料864円
6 大会事業収入	15,306,400	13,162,168	-2,144,232	第5回CNS学会
収入合計(A)	26,877,585	27,655,263	777,678	

<支出の部>

(単位:円)

科目	予算	決算額	差異	備考
1 役員会活動費				
会場費			0	
会議費				
旅費	400,000	649,234	-249,234	
事務費	3,161,000	2,339,911	821,089	
謝金				
通信費	66,000	72,361	-6,361	振込手数料26,676円、送料45,685円
大会補助金	2,000,000	2,000,000	0	第6回CNS学会
学会誌編集				
その他	1	3	-2	
役員会活動費 小計(a)	5,627,001	5,061,509	565,492	
2 委員会活動費				
臨床能力向上委員会				
会場費	25,000	25,000		
会議費			0	
旅費	420,000	143,026	276,974	
事務費	40,000	67,262	-27,262	
人件費	10,000		10,000	
謝金	44,548	11,137	33,411	
通信費	5,000	11,751	-6,751	振込手数料7,776円、送料3,975円
学会外セミナー	330,000	198,579	131,421	キャリアアップセミナー:会場費46,610円、 会議費58,977円、旅費21,060円、 事務費31,945円、謝金39,411円、通信費576円
その他			0	
計	874,548	431,755	442,793	
専門看護師活用促進委員会				
会場費	5,000	5,000		
会議費			0	
旅費	440,000	268,018	171,982	
事務費	130,000	64,380	65,620	
人件費	10,000		10,000	
謝金	33,411	33,411	0	
通信費	44,000	21,374	22,626	振込手数料14,364円、送料7,010円
その他	35,000		35,000	
計	697,411	387,183	310,228	
研究成果提言委員会				
会場費			0	
会議費			0	
旅費	200,000	197,470	2,530	
事務費	3,000		3,000	
人件費			0	
謝金	33,411	33,411	0	
通信費		1,224	-1,224	振込手数料864円、送料360円
その他			0	
計	236,411	232,105	4,306	
編集委員会				
会場費	3,000	5,211	-2,211	
会議費			0	
旅費	201,600	162,800	38,800	
事務費	10,000	3,402	6,598	
謝金	10,000		10,000	
通信費	32,000	7,680	24,320	振込手数料:7,560円、送料:120円
学会誌編集外委託費	1,155,600	1,150,740	4,860	
その他	155,520	155,520	0	
計	1,567,720	1,485,353	82,367	
将来構想委員会				
会場費	5,000	6,410	-1,410	
会議費			0	
旅費	230,000	53,178	176,822	
事務費	2,000		2,000	
人件費	5,000		5,000	
謝金			0	
通信費	8,000	1,512	6,488	振込手数料
その他			0	
計	250,000	61,100	188,900	
委員会活動費 小計(b)	3,626,090	2,597,496	1,028,594	

3 特別委員会活動費				
選挙管理委員会				
会場費	20,000		20,000	
会議費	10,000		10,000	
旅費	30,000	9,020	20,980	
事務費	160,000	620,352	-460,352	役員活動費(事務費)として予算計上していた選挙システム費用を含む
謝金	-		0	
通信費	-	7,720	-7,720	振込手数料1,620円、送料6,100円
その他	-		0	
特別委員会活動費 小計(c)	220,000	637,092	-417,092	
4 分野配分費				
がん看護	274,400	299,205	-24,805	会場費32,484円、会議費3,202円、旅費168,916円、事務費23,464円、謝金66,822円、通信費4,317円
精神看護	109,200	393,027	-283,827	会議費28,881円、旅費210,464円、事務費4,676円、謝金144,781円、通信費4,225円
地域・在宅看護	35,700	32,212	3,488	会場費10,800円、事務費19,180円、通信運搬費2,232円
老人看護	79,100	78,668	432	会場費75,600円、事務費2,986円、通信運搬費82円
小児看護	95,200	225,488	-130,288	会場費8,640円、謝金216,000円、通信費848円
母性看護	34,300	119,672	-85,372	会場費13,960円、会議費31,811円、旅費12,180円、事務費34,063円、謝金22,274円、通信費5,384円
慢性疾患看護	87,068	74,654	12,414	会場費68,790円、通信費5,864円
急性・重症患者看護	122,500	120,481	2,019	会場費17,735円、会議費45,443円、旅費33,398円、事務費4,428円、謝金16,705円、通信費2,772円
感染症看護	28,700	10,263	18,437	事務費10,047円、謝金216円
家族支援	23,800	6,804	16,996	会場費6,480円、通信費324円
分野配分費 小計(d)	889,968	1,360,474	-470,506	
5 特別予算 会計や法人に関する諸経費				
登記費用	-		0	
司法書士報酬	98,569	98,569	0	
法人税	169,500	169,500	0	
監査	54,000	54,000	0	
その他	86,400	102,600	-16,200	決算申告86,400円、異動届16,200円
特別予算 小計(e)	408,469	424,669	-16,200	
6 学会外セミナー 開催経費(役員会主催)				
キャリアアップセミナー (臨床能力委員会)			0	
系統的継続トレーニング①			0	
系統的継続トレーニング②			0	
系統的継続トレーニング③			0	
系統的継続トレーニング④		115,742	-115,742	会議費2,478円、旅費110,780円、事務費1,512円、通信費972円
学会外セミナー開催経費 小計(f)		115,742	-115,742	
7 大会開催経費				
第5回日本CNS学会	15,306,400	12,599,482	2,706,918	
大会開催経費 小計(g)	15,306,400	12,599,482	2,706,918	
予備費(h)				
支出合計 (B=a+b+c+d+e+f+g+h)	26,077,928	22,796,464	3,281,464	
収支差額 次期繰越金(A-B)	799,657	4,858,799		

会計監査報告書

一般社団法人 日本専門看護師協議会 御中

第2期(平成30年4月1日～平成31年3月31日) 決算報告について、諸帳簿および関係書類に基づき監査した結果、その内容が適正かつ経理事務が正確であることを報告します。

平成31年4月25日

大阪市北区芝田2丁目4番1号 東洋ビルディング新館208号

曾我部会計事務所

税理士 曾我部 聡





監 査 報 告 書

2019年5月14日

一般社団法人 日本専門看護師協議会
代表 長田 暁子 殿

一般社団法人 日本専門看護師協議会

監事 森田 美世子 
監事 渡邊 真理 

私たちは、日本専門看護師協議会 の2018年4月1日から2019年3月31日までの平成30年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、会計監査人より監査に関する報告を求め、かつ計算書類について検討を加えた。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要な監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。

以 上

VI. 定款改定(案)

一般社団法人 日本専門看護師協議会 定款 改定案

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、一般社団法人日本専門看護師協議会と称し、略称は「CNS協議会」とする。 2. 本会の英語名は、Japanese Association of Certified Nurse Specialistsと称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。</p> <p>第2章 目的</p> <p>(目的) 第3条 本会は、専門看護師が自らの高度実践の質保証や活動の場の拡大に取り組み、看護の質の向上を図ること、国民の健康の維持・増進のための政策提言を行い、その実現に向けて活動することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 専門看護師の実践能力の強化に関する事業 (2) 専門看護師の活用促進に関する事業 (3) 専門看護師の施策に関する事業 (4) 専門看護師の役割開発・評価に関する事業 (5) 関係学術団体との連絡・連携 (6) 学術集会の開催 (7) 学会誌の発行 (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望し入会した公益社団法人日本看護協会における専門看護師の認定を受けているもの又は過去に受けていたもの (2) 賛助会員 本会の活動の趣旨を理解し賛同して入会したもの 2. 正会員は、次の権利を有する。 (1) 本会の催す学術集会等への参加 (2) 学会誌等への投稿 (3) 本会の催す事業等への参加 3. 本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員により行われる選挙によって選出される評議員とする。評議員は、正会員の中から選ばれることを要し、評議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。 4. 評議員の定数は、40名以内とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、一般社団法人日本専門看護師協議会と称し、略称は「CNS協議会」とする。 2. 本会の英語名は、Japanese Association of Certified Nurse Specialistsと称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。</p> <p>第2章 目的</p> <p>(目的) 第3条 本会は、専門看護師が自らの高度実践の質保証や活動の場の拡大に取り組み、看護の質の向上を図ること、国民の健康の維持・増進のための政策提言を行い、その実現に向けて活動することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 専門看護師の実践能力の強化に関する事業 (2) 専門看護師の活用促進に関する事業 (3) 専門看護師の施策に関する事業 (4) 専門看護師の役割開発・評価に関する事業 (5) 関係学術団体との連絡・連携 (6) 学術集会の開催 (7) 学会誌の発行 (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望し入会した公益社団法人日本看護協会における専門看護師の認定を受けているもの又は過去に受けていたもの (2) 賛助会員 本会の活動の趣旨を理解し賛同して入会したもの 2. 正会員は、次の権利を有する。 (1) 本会の催す学術集会等への参加 (2) 学会誌等への投稿 (3) 本会の催す事業等への参加 3. 本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員により行われる選挙によって選出される評議員とする。評議員は、正会員の中から選ばれることを要し、評議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。 4. 評議員の定数は、40名以内とする。</p>

5. 第3項の選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。

6. 第3項の選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7. 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、第3項の選挙の次点者を、補欠の評議員とすることができる。この場合、補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本会对して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、別に定める手続きにより申請を行うものとし、理事会で承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員が退会する場合は、別に定める退会届を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 前項に関わらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をし

5. 第3項の選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。

6. 第3項の選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7. 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、第3項の選挙の次点者を、補欠の評議員とすることができる。この場合、補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本会对して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、別に定める手続きにより申請を行うものとし、理事会で承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員が退会する場合は、別に定める退会届を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 前項に関わらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をし

たとき

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ評議員総会で弁明の機会を与えなければならない。
3. 代表は、会員を除名したときは当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年間会費を納入しなかったとき
- (2) 総評議員の同意
- (3) 死亡又は解散したとき

第4章 評議員総会

(社員総会)

第11条 評議員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 前項の評議員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第12条 評議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員総会は、定時評議員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2. 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、代表に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員総会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決権)

第16条 評議員総会における議決権は、評議員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 評議員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の

たとき

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ評議員総会で弁明の機会を与えなければならない。
3. 代表は、会員を除名したときは当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年間会費を納入しなかったとき
- (2) 総評議員の同意
- (3) 死亡又は解散したとき

第4章 評議員総会

(社員総会)

第11条 評議員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 前項の評議員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第12条 評議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員総会は、定時評議員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2. 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、代表に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員総会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決権)

第16条 評議員総会における議決権は、評議員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 評議員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の

半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表に提出して、他の評議員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては前条の規定の適用については評議員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表とし、代表以外の理事のうち1名を副代表とする。
3. 代表及び副代表以外の理事のうちから、下記を担当する理事を置く。
- (1) 会計
 - (2) 委員長
 - (3) 庶務
4. 第2項の代表及び副代表をもって、法人法上の代表理事とし、前項の理事を法人法上の業務執行理事(理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定されたもの)とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、評議員総会の決議によって、評議員の中から選任する。但し、任期満了に伴い定時評議員総会で役員を選任する場合には、当該定時評議員総会終結後に就任する評議員の中から選任する。

2. 代表及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 代表は、法令及びこの定款で定めるところにより、

半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表に提出して、他の評議員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては前条の規定の適用については評議員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表とし、代表以外の理事のうち1名を副代表とする。
3. 代表及び副代表以外の理事のうちから、下記を担当する理事を置く。
- (1) 会計
 - (2) 委員長
 - (3) 事務局
4. 第2項の代表及び副代表をもって、法人法上の代表理事とし、前項の理事を法人法上の業務執行理事(理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定されたもの)とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、評議員総会の決議によって、評議員の中から選任する。但し、任期満了に伴い定時評議員総会で役員を選任する場合には、当該定時評議員総会終結後に就任する評議員の中から選任する。

2. 代表及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 代表は、法令及びこの定款で定めるところにより、

本会を代表し、その業務を執行する。

3. 副代表は、代表を補佐しその業務を執行し、代表が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4. 理事又は監事は、法令に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、評議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。)を支給することができる。

2. 前項にかかわらず、役員には、会務遂行に必要な経費を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 法人法第112条の規定の適用については、社員を正会員と読み替えて適用する。

2. 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事(理事または監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

3. 本会は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

本会を代表し、その業務を執行する。

3. 副代表は、代表を補佐しその業務を執行し、代表が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4. 理事又は監事は、法令に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、評議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。)を支給することができる。

2. 前項にかかわらず、役員には、会務遂行に必要な経費を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 法人法第112条の規定の適用については、社員を正会員と読み替えて適用する。

2. 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事(理事または監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

3. 本会は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表が招集するものとする。

2. 代表以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 議長は、代表がこれにあたる。

2. 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、副代表が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については、適用しない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表が招集するものとする。

2. 代表以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 議長は、代表がこれにあたる。

2. 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、副代表が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については、適用しない。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 本会の事業の円滑な運営及び推進のために、必要に応じて、理事会の決議により複数の委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会は、委員長、副委員長及び委員長が正会員の中から指名した委員で構成される。

3. 副委員長は、必要に応じて理事会に参加し、意見を述べることができる。

4. 各委員会は委員会の活動を補助するため、その目的・目標を定めて必要な作業班を置くことができる。但し、当該目的・目標を達成したと委員会が認めた時は、当該作業班は解散するものとする。

5. 前各項の他、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により細則を別に定める。

第8章 会員総会

(会員総会の構成)

第37条 会員総会は、正会員をもって組織する。2. 賛助会員は、前項の会員総会に陪席することができる。

(会員総会の目的)

第38条 代表は、会員総会に対し、本会の事業活動について報告しなければならない。

2. 会員総会は、本会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を具申することができる。

(会員総会の開催)

第39条 会員総会は、毎事業年度に1回開催する。
2. 前項の他、必要に応じて、理事会の決議により臨時会員総会を開催することができる。

第9章 学術集会

(学術集会)

第40条 本会は、専門看護師、高度実践看護に関する学術交流ならびに高度実践看護の科学的実証データ、事例研究など高度実践看護の発展に寄与することを目的として、学術集会を開催する。

(学術集会大会長)

第41条 学術集会には、学術集会大会長を置く。
2. 学術集会大会長は、学術集会を企画し、開催及び運営を行う。

(学術集会企画・実行委員会)

第42条 学術集会開催のため、本会に学術集会企画・実行委員会を置く。
2. 学術集会企画・実行委員会の委員は、学術集会大会長が選任する。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 本会の事業の円滑な運営及び推進のために、次の委員会を置く。

(1) 臨床能力向上委員会

(2) 専門看護師活用促進委員会

(3) 研究成果提言委員会

(4) 編集委員会

(5) 将来構想委員会

(6) その他、理事会の決議により必要と認めた委員会

2. 前項の委員会は、委員長、副委員長及び第43条に規定する各専門分野から1名以上選出される委員で構成される。

3. 副委員長は、必要に応じて理事会に参加し、意見を述べることができる。

4. 各委員会は委員会の活動に必要な作業班を置くことができる。

第8章 会員総会

(会員総会の構成)

第37条 会員総会は、正会員をもって組織する。

(会員総会の目的)

第38条 代表は、会員総会に対し、本会の事業活動について報告しなければならない。

2. 会員総会は、本会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を具申することができる。

(会員総会の開催)

第39条 会員総会は、毎事業年度に1回開催する。
2. 前項の他、必要に応じて、理事会の決議により臨時会員総会を開催することができる。

第9章 学術集会

(学術集会)

第40条 本会は、専門看護師、高度実践看護に関する学術交流ならびに高度実践看護の科学的実証データ、事例研究など高度実践看護の発展に寄与することを目的として、学術集会を開催する。

(学術集会大会長)

第41条 学術集会には、学術集会大会長を置く。
2. 学術集会大会長は、学術集会を企画し、開催及び運営を行う。

(学術集会企画・実行委員会)

第42条 学術集会開催のため、本会に学術集会企画・実行委員会を置く。
2. 学術集会企画・実行委員会の委員は、学術集会大会長が選任する。

3. 学術集会企画・実行委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 専門分野

(専門分野)

第43条 本会に、正会員をもって構成する複数の「専門分野」を置く。

2. 前項に定める専門分野は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 専門看護師の実践能力の開発を目的とした卒後トレーニングの実施
- (2) 看護に関する各専門分野の研究活動への寄与
- (3) 各専門分野の発展に寄与する活動

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 貸借対照表は、定時評議員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、評議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

3. 学術集会企画・実行委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 専門分野

(専門分野)

第43条 本会に、正会員をもって構成する複数の「専門分野」を置く。

2. 前項に定める専門分野は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 専門看護師の実践能力の開発を目的とした卒後トレーニングの実施
- (2) 看護に関する専門分野の研究活動への寄与
- (3) 各専門分野の発展に寄与する活動

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 貸借対照表は、定時評議員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、評議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 附則

(法人成立後の会員)

第 51 条 第 6 条の規定にかかわらず、本会成立の日の前日(以下本条において「基準日」という。)において任意団体 日本専門看護師協議会 の正会員または賛助会員として会員名簿に記載されている者は、基準日において会費の未納がある者および入会しない旨の意思表示を基準日までにした者を除いて、それぞれ本会の正会員または賛助会員としての資格を有するものとする。

(設立時社員)

第 52 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所は省略)

宇佐美しおり

(住所は省略)

木下佳子

(設立時役員)

第 53 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 宇佐美しおり、木下佳子、長田暁子、東めぐみ、奥 朋子、市原真穂、高野八百子、三輪恭子、北村愛子、峰 博子

設立時監事 福嶋好重、桑田美代子

設立時代表理事

(代表) 宇佐美しおり

(副代表) 木下佳子

(最初の事業年度)

第 54 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附則(平成 30 年 6 月 3 日一部改正)

評議員制度への移行に伴い改訂。

この定款の一部変更は、同日より施行する。

但し、第 5 条第 3 項に関わらず、本定款施行後最初の評議員選挙が行われるまでの間は、第 43 条に定める各専門分野における事務局各 1 名を評議員とする。

附則(令和元年 6 月 1 日一部改正)

第 7 章(委員会)、第 8 章(会員総会)等改訂。

この定款の一部改正は、同日より施行する。

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 附則

(法人成立後の会員)

第 51 条 第 6 条の規定にかかわらず、本会成立の日の前日(以下本条において「基準日」という。)において任意団体 日本専門看護師協議会 の正会員または賛助会員として会員名簿に記載されている者は、基準日において会費の未納がある者および入会しない旨の意思表示を基準日までにした者を除いて、それぞれ本会の正会員または賛助会員としての資格を有するものとする。

(設立時社員)

第 52 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所は個人情報のため省略)

宇佐美しおり

(住所は個人情報のため省略)

木下佳子

(設立時役員)

第 53 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 宇佐美しおり、木下佳子、長田暁子、東めぐみ、奥朋子、市原真穂、高野八百子、三輪恭子、北村愛子、峰博子

設立時監事 福嶋好重、桑田美代子

設立時代表理事

(代表) 宇佐美しおり

(副代表) 木下佳子

(最初の事業年度)

第 54 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附則(平成 30 年 6 月 3 日一部改正)

評議員制度への移行に伴い改訂。

この定款の一部変更は、同日より施行する。

但し、第 5 条第 3 項に関わらず、本定款施行後最初の評議員選挙が行われるまでの間は、第 43 条に定める各専門分野における事務局各 1 名を評議員とする。

VII. 委員会編成(改廃案)

本会の委員会は、事業計画を遂行するうえで重要な枠割を担っている。理事会では、既存の委員会の活動状況を見直すとともに、委員会のあり方について検討を重ねてきた。そこで、これまでの5つの委員会（臨床能力向上委員会、専門看護師活用促進委員会、研究成果提言委員会、編集委員会、将来構想委員会）を、下記の6つの委員会に再編することを理事会において審議した。

委員会名	臨床能力検討委員会	研修委員会	政策提言委員会
目的	専門看護師の臨床能力の向上を図るため、臨床能力を明らかにし、評価方法の検討、評価の推進を行う	専門看護師として役割発揮ができるよう、地区ごとに能力向上のための研修を企画・実施する	専門看護師の活動成果を政策提言に結び付ける活動を行う
委員の構成	委員長、副委員長含め5～6名で構成する	委員長、副委員長含め5～6名で構成する	委員長、副委員長含め5～6名で構成する
活動事項	1) 専門看護師のコンピテンシーおよび専門看護師ラダーの改訂 2) 評価および能力向上の方法の検討	1) 臨床能力向上のための研修内容の検討 2) 全国をブロックに分け、地区ごとの研修会の実施	1) 専門看護師による先駆的な取り組みやその成果など、政策提言に結びつくエビデンスの蓄積 2) 看護系学会等社会保険連合（看保連）への参加、および診療報酬改定に着眼した取り組みの計画

委員会名	編集委員会	会則委員会	総務委員会
目的	日本 CNS 看護学会誌（電子ジャーナル）発行のための編集活動を行う	状況の変化に応じて会則の改定案の作成、新規作成を行う	協議会事務代行と連携を図り、会員サービスの提供、会計業務、社会に向けた広報活動、理事会・委員会の運営支援、協議会事業に係る調査・検討を行う
委員の構成	委員長、副委員長含め6名で構成する	委員長、副委員長含め3名で構成する	委員長、担当理事3名を含め4名で構成する
活動事項	1) 日本 CNS 看護学会誌の編集活動 2) 日本 CNS 看護学会誌への投稿促進 3) 投稿規程や査読システムなどの見直し	1) 定款の改定案の作成 2) 細則・内規の作成、および改定案の作成	1) 会員情報の管理および各種情報発信 2) 各種問い合わせへの対応 3) 理事会・各委員会活動への支援 4) 会計業務 5) 公式ホームページの整備 6) 専門看護師の活用・活動実態調査の実施

（専門看護師活用促進委員会は廃止、総務委員会を新設）

2019年度 日本専門看護師協議会予算
自 2019年 4月1日 至 2020年3月31日

(単位:円)

<収入の部>

科 目	予算	備 考
1 会費収入	8,073,600	正会員1404名×80%×7000円=7862400、賛助会員88名×80%×3000円=2112000円
2 事業収入	2,400,000	研修委員会セミナー(10回開催予定)
3 大会補助金寄付等	2,000,000	第6回CNS学会
4 前年度繰越金	4,858,799	
5 その他	0	
6 大会事業収入	14,937,600	第6回CNS学会
収入合計(A)	32,269,999	

<支出の部>

科 目	予算	備 考
1 理事会活動費		
会場費	-	
旅費	740,000	理事会3回開催予定(220000×3回)、会計監査旅費80000円
事務費	2,791,805	あゆみコーポレーション業務委託費2791805円
人件費	-	
通信費	21,080	振込手数料20000円、送料1080円
大会補助金	2,000,000	第7回CNS学会
看保連年会費	150,000	
その他	-	
理事会活動費 小計(a)	5,702,885	
2 委員会活動費		
総務委員会活動費		
会場費	-	
旅費	100,000	活用・活動調査旅費20000円、会議旅費80000円
事務費	40,000	広報HP更新30000円、活用・活動実態調査10000円(印刷等)
広報活動費	140,000	全体・分野ポスター修正・新規作成費100000円、ポスター印刷40000円
人件費	10,000	活動・活用実態調査集計 1000円×10時間
通信費	80,000	振込手数料30000円、送料50000円
その他	-	
計	370,000	
臨床能力検討委員会		
会場費	25,000	初回会議会場費
旅費	200,000	会議1回、他はweb会議等
事務費	20,000	文献取寄せ費用等
人件費	-	
謝金	-	
通信費	5,000	振込手数料
その他	-	
計	250,000	
研修委員会		
会場費	25,000	初回会議会場費
旅費	200,000	会議1回、他はweb会議等
事務費	20,000	
人件費	-	
謝金	-	
通信費	20,000	振込手数料
学会外セミナー開催	2,400,000	セミナー240000円(謝金40000円、旅費50000円、会場費5000円、資料印刷事務費70000円、他30000円)×10回(5ブロック×2回)
その他	-	
計	2,665,000	
政策提言委員会		
会場費	30,000	
旅費	300,000	会議3回開催予定(委員6名×3回)
事務費	3,000	文具・資料印刷代等
人件費	-	
謝金	-	
通信費	10,000	振込手数料
その他	-	
計	343,000	
編集委員会		
会場費	6,000	
旅費	210,000	
事務費	10,000	
謝金	10,000	外部査読者謝金(2000円×5名)
通信費	10,000	
学会誌編集委託費	837,137	(国際文献社)
その他	-	
計	1,083,137	
会則委員会		
会場費	5,000	
旅費	60,000	
事務費	2,000	
人件費	-	
謝金	-	
通信費	3,000	振込手数料
その他	-	
計	70,000	
委員会活動費 小計(b)	4,781,137	

3 特別委員会活動費		
選挙管理委員会		
会場費	-	
旅費	-	
事務費	-	
謝金	-	
通信費	-	
その他	-	
特別委員会活動費 小計(c)	-	
4 分野研修補助費		
がん看護		会員数413名 年間上限206500円
精神看護		会員数177名 年間上限88500円
地域・在宅看護		会員数58名 年間上限29000円
老人看護		会員数138名 年間上限69000円
小児看護		会員数160名 年間上限80000円
母性看護	702,000	会員数51名 年間上限25500円
慢性疾患看護		会員数139名 年間上限69500円
急性・重症患者看護		会員数189名 年間上限94500円
感染症看護		会員数38名 年間上限19000円
家族支援		会員数35名 年間上限17500円
遺伝看護		会員数1名 年間上限500円
災害看護		会員数5名 年間上限2500円
分野配分費 小計(d)	702,000	
5 特別予算		
会計や法人に関する諸経費		
登記費用	-	
司法書士報酬	100,000	定款変更+役員変更
法人税	102,700	
監査	54,000	税理士監査費用
その他	86,400	決算申告
特別予算 小計(e)	343,100	
6 第6回日本CNS学会		
2018年度委員会活動費		
2018年度 臨床能力向上委員会	94,880	会議1回分17480円、資料印刷40000円、スキルアップセミナー講師謝金32400円
2018年度 専門看護師活用促進委員会	69,000	講師旅費30000円、講師謝金34000円、印刷費5000円
2018年度 研究成果提言委員会	33,411	講師謝金33411円
学会外セミナー開催経費 小計(f)	197,291	
7 大会開催経費		
第6回日本CNS学会	14,937,600	
大会開催経費 小計(g)	14,937,600	
予備費(h)		
支出合計 (B=a+b+c+d+e+f+g+h)	26,664,013	
収支差額 次期繰越金(A-B)	5,605,986	

2019/06/01

評議員総会 配布資料

貸借対照表

一般社団法人 日本専門看護師協議会
全事業所【税込】(単位:円)
平成31年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	27,041		
当座預金	5,643,322		
普通預金1	2,784,754		
現金・預金計	<u>8,455,117</u>		
流動資産合計		<u>8,455,117</u>	
資産合計			<u>8,455,117</u>
《負債の部》			
【流動負債】			
未払金	3,283,318		
前受金	276,000		
仮受金	37,000		
流動負債合計	<u>3,596,318</u>		
負債合計			<u>3,596,318</u>
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		1,686,785	
当期正味財産増減額		<u>3,172,014</u>	
正味財産合計			<u>4,858,799</u>
負債及び正味財産合計			<u>8,455,117</u>

活 動 計 算 書

〔税込〕（単位：円）

一般社団法人 日本専門看護師協議会

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	9,394,000		
賛助会員受取会費	271,000	9,665,000	
【受取助成金等】			
受取助成金		2,000,000	
【事業収益】			
事業収益1		14,303,452	
【その他収益】			
受取 利息		26	
経常収益 計		25,968,478	
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
業務委託費	1,561,429		
大会補助金	2,000,000		
諸 謝 金	583,952		
会 議 費（事業）	12,770,274		
会場費（事業）	292,720		
事務費（事業）	3,227,608		
旅費交通費（事業）	2,039,544		
通信運搬費（事業）	151,434		
租税 公課（事業）	3		
その他経費計	22,626,964		
事業費 計		22,626,964	
【管理費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
その他経費計	0		
管理費 計		0	
経常費用 計		22,626,964	
当期経常増減額		3,341,514	
【経常外収益】			
経常外収益 計		0	
【経常外費用】			
経常外費用 計		0	
税引前当期正味財産増減額		3,341,514	
法人税、住民税及び事業税		169,500	
当期正味財産増減額		3,172,014	
前期繰越正味財産額		1,686,785	
次期繰越正味財産額		4,858,799	

分野研修補助費（案）

1. これまでの分野配分費を廃止する。
2. 各分野で開催する事例検討会・研修会・セミナー、1回の開催につき、参加人数に応じてかかる実費を補助する。（表1）
 （事例検討会の開催準備に必要な会議・打ち合わせは、1回の開催のために必要な費用として考え、開催準備にかかわらない会議・打ち合わせ単体は含まない）
3. 支出できる項目は、日本専門看護師協議会 活動費運用手順の「2. 活動費を支出する項目（会場費・会議費・交通費・宿泊費・事務費・人件費・謝金・通信費・その他）」に記載の内容とする。
4. 各分野における1年間（4月～3月）の研修補助費合計の上限は、3月31日時点での日本専門看護師協議会各分野入会数×500円とする。（表2）
5. 開催については各分野で検討のうえ、分野から選出された評議員が理事会に報告する。
6. 支払いの手順は、日本専門看護師協議会 活動費運用手順の「5. 各項目に関する支払い手順」に則り請求する。

表1. 1回開催あたりの研修補助費上限額

参加人数	1回の開催における補助の上限(単位:円)
10名以下	5000
11～20名	10000
21～30名	15000
31～50名	25000
51～100名	50000
101～200名	100000
201～300名	150000
301名以上	200000

表2. 各分野の研修補助費上限額(年間)

分野	会員数(名)	年間上限額(単位:円)
がん看護	413	206500
精神看護	177	88500
地域・在宅看護	58	29000
老人看護	138	69000
小児看護	160	80000
母性看護	51	25500
慢性疾患看護	139	69500
急性・重症患者看護	189	94500
感染症看護	38	19000
家族支援	35	17500
遺伝看護	1	500
災害看護	5	2500